

肥料原料備蓄対策事業費補助金交付等要綱

農林水産事務次官依命通知

制定 令和 5 年 2 月 15 日付け 4 農産第 4523 号
一部改正 令和 6 年 3 月 29 日付け 5 農産第 5097 号
一部改正 令和 7 年 3 月 31 日付け 6 農産第 5155 号

(趣旨)

第 1 肥料は、食料の安定供給及び国民の生存に不可欠な物資である一方で、粗原料である鉱物資源が特定の地域に偏在していることから、供給を外部に過度に依存していることに加え、供給先国からの輸出の停滞及びウクライナ情勢の影響等により、供給途絶のリスクが顕在化している。

こうした状況の中、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和 4 年法律第 43 号。以下「法」という。）第 7 条の規定に基づき、肥料を特定重要物資として指定し、法第 8 条第 1 項に基づき策定された肥料に係る安定供給確保を図るための取組方針（令和 4 年 12 月 28 日農林水産大臣公表。以下「取組方針」という。）において、特定国からの肥料原料の供給量が減少し、需給がひっ迫した場合も肥料生産を継続し得る体制を構築するため、肥料原料の備蓄に取り組む事業者への支援を講ずることとされた。

これらを踏まえ、本事業では、法、内閣府・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく安定供給確保支援法人に関する命令（令和 4 年内閣府・農林水産省令第 17 号。以下「支援法人省令」という。）、取組方針その他関係規程に即して、肥料原料の備蓄及びこれに要する保管施設の整備等を通じて肥料の安定供給を図ることとする。

(通則)

第 2 肥料原料備蓄対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 3 補助金は、第 1 の趣旨を踏まえ、第 6 の事業を実施するための基金の造成に要する経費を交付することを目的とする。

(定義)

第 4 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(事業の実施方針)

第5 本事業においては、法第34条第1項に基づき安定供給確保支援法人（法第31条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣及び農林水産大臣（以下「主務大臣」という。）から肥料及び肥料原料（以下「肥料等」という。）に関する安定供給確保支援業務を行う法人としての指定を受けた者をいう。以下同じ。）が行う法第31条第3項第1号、第3号及び第4号の安定供給確保支援業務並びにこれに付帯する業務に要する費用に充てるための基金を造成することを旨とするものとする。

また、安定供給確保支援法人は、法、特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針（令和4年9月30日閣議決定）、取組方針、肥料の安定供給確保を図るための供給確保支援実施基準（令和5年2月15日内閣総理大臣・農林水産大臣公表。以下「実施基準」という。）その他関係規程に従い、適切に基金管理の事務を行うものとする。

(事業の内容及び事業実施主体)

第6 本事業は、次に掲げる事業により構成されるものとし、それぞれの事業内容は別表のとおりとする。

(1) 肥料原料備蓄対策助成事業

ア 肥料原料備蓄事業

イ 肥料原料備蓄保管施設整備事業

(2) 肥料安定供給確保支援事業

2 事業実施主体は安定供給確保支援法人とする。

(交付の対象及び補助率)

第7 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、安定供給確保支援法人が行う第6第1項第1号及び第2号に掲げる事業（以下「基金事業」という。）の実施に必要な基金を造成するため、基金事業に要する経費のうち補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「基金事業対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、安定供給確保支援法人は、これを受け、肥料原料備蓄対策事業基金（以下「基金」という。）を造成するものとする。

2 安定供給確保支援法人は、国から本事業に必要なものとして交付される補助金の全額を基金造成に充てるものとする。

3 基金事業対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(安定供給確保支援法人を通じて行う助成措置)

第8 安定供給確保支援法人は、第7第1項において造成した基金により、法第31条第3項第1号に規定する、大臣の認定に係る認定供給確保事業者（以下単に「認定供給確保事業者」という。）が肥料等に係る認定供給確保事業（以下単に「認定供給確保事業」という。）を行うために必要な資金に充てるための助成金の交付を行うものとする。

2 基金の管理については、以下に定めるところにより行うものとする。

- (1) 安定供給確保支援法人は、法第 36 条及び支援法人省令第 11 条に基づき、第 7 第 1 項により交付され、造成した基金を、他の事業に係る資金と区分して経理し、2 以上の業務に関連する収入及び費用については、その性質又は目的に従って区分する等適正な基準により経理を行うものとする。
- (2) 安定供給確保支援法人は、法第 38 条及び支援法人省令第 12 条に基づき、帳簿を整備し保存しなければならない。
- (3) 安定供給確保支援法人は、帳簿とともに証拠書類又は証拠物を整備し、毎年度分を整備保管し、法第 40 条第 1 項の規定により安定供給確保支援業務のうち基金事業に係る業務が休止若しくは廃止された日又は法第 41 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の規定又は法第 7 条の特定重要物資の指定解除により法第 31 条第 1 項の指定が取り消された日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならない。
- (4) 安定供給確保支援法人は、法第 34 条第 4 項に基づき、次の方法により、基金を運用するものとする。
 - ア 国債その他主務大臣の定める有価証券の取得
 - イ 銀行その他主務大臣の定める金融機関への預金
 - ウ 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号）第 1 条第 1 項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託（ただし、元本保証のあるものに限る。）
- (5) 安定供給確保支援法人は、別表以外の経費に基金を使用してはならない。
- (6) 法第 34 条第 3 項に基づき、基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、基金に繰り入れるものとする。
- (7) 安定供給確保支援法人は、助成金を交付した認定供給確保事業者から助成金の返納があった場合には、その返納額を基金に繰り入れるものとする。

（申請手続）

第 9 交付規則第 2 条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第 1 号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする安定供給確保支援法人は、交付申請書を大臣に提出しなければならない。

2 安定供給確保支援法人は、前項の交付申請書に別記様式第 1 号別紙の環境負荷低減のチェックシートを添付しなければならない。

（交付申請書の提出期限）

第 10 交付規則第 2 条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第 11 大臣は、第 9 第 1 項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を

交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、安定供給確保支援法人に対しその旨を通知するものとする。

- 2 第9第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(事業の着手)

第12 安定供給確保支援法人は、第11第1項の規定による交付決定の通知を受けた後に基金事業に着手するものとする。ただし、基金事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情がある場合は、安定供給確保支援法人があらかじめ大臣の適正な指導を受け、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第2号により大臣に提出した上で行う取組は、当該取組の後に第11第1項の規定による交付決定の通知を受けた範囲において、補助の対象とすることができる。

- 2 前項の規定により第11第1項の規定による交付決定の通知を受ける前に基金事業を実施する安定供給確保支援法人は、交付決定の通知を受けるまでに実施する基金事業に関して、理由を問わず交付決定を受けられなかった場合は自らの負担となること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失は自らの責任とすることを了知の上で実施するものとする。

- 3 大臣は、安定供給確保支援法人が第1項ただし書に基づいて交付決定前に基金事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して交付決定前に着手する範囲を必要最小限に留めるように指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、基金事業が適正に行われるようにするものとする。

(補助金の支払)

第13 安定供給確保支援法人は、補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第3号による支払請求書を大臣及び官署支出官宛てに提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第14 安定供給確保支援法人は、第9第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第11第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第15 安定供給確保支援法人は、基金事業の一部を第三者に委託する場合は、事前に大臣の許可を受けなければならない。

- 2 安定供給確保支援法人は、基金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、基金事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不适当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 3 安定供給確保支援法人は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第4号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者につい

ては、入札等に参加させてはならない。

(計画変更の承認)

第 16 安定供給確保支援法人は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 5 号による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金額の増額を行うとき。

(2) 基金事業の内容を変更しようとするとき。

2 安定供給確保支援法人は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて大臣の承認を受けることができる。

3 大臣は、前 2 項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第 17 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、第 16 第 1 項に規定する事項以外の変更とする。

(事業の休止又は廃止)

第 18 安定供給確保支援法人は、法第 40 条第 1 項の規定により主務大臣の許可を受けた場合を除き、基金事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(状況報告)

第 19 大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、安定供給確保支援法人に対して当該基金事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第 20 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 6 号のとおりとし、安定供給確保支援法人は、基金の造成が完了したとき（法第 40 条第 1 項による廃止の許可があったときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 安定供給確保支援法人は、第 9 第 2 項の規定に基づき、交付申請書に添付した環境負荷低減のチェックシートについて、環境負荷低減の各取組を実施したか否かをチェックし、前項の実績報告書に添付しなければならない。

なお、実際に環境負荷低減の各取組を実施したか否かについて、農林水産省の職員による確認を行うこととする。

(補助金の額の確定等)

第 21 大臣は、第 20 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る基金の造成結果が交付決定の内容及びこれ

に付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、安定供給確保支援法人に通知するものとする。

- 2 大臣は、安定供給確保支援法人に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第 22 大臣は、次に掲げる場合には、第 11 第 1 項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 安定供給確保支援法人が、法第 40 条第 1 項の規定により安定供給確保支援業務のうち基金事業に係る業務の全部若しくは一部の休止又は廃止について主務大臣の許可を受けた場合
 - (2) 法第 41 条第 1 項又は第 2 項の規定により主務大臣が安定供給確保支援法人の法第 31 条第 1 項に基づく指定を取り消した場合
 - (3) 法第 41 条第 3 項の規定又は法第 7 条の特定重要物資の指定解除により主務大臣が安定供給確保支援法人の法第 31 条第 1 項に基づく指定を取り消した場合
 - (4) 安定供給確保支援法人が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (5) 安定供給確保支援法人が、補助金を基金事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 安定供給確保支援法人が、基金事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣は、第 1 項第 2 号及び第 4 号から第 6 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 21 第 3 項の規定を準用する。

(財産の処分の制限)

- 第 23 取得財産のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する期間(以下「処分制限期間」という。)とする。

- 3 安定供給確保支援法人は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。ただし、法第 41 条第 3 項の規定又は法第 7 条の特定重要物資の指定解除により主務大臣が安定供給確保支援法人の指定を取り消した場合は、この限りでない。

(基金事業の廃止又は指定の取消しに係る財産及び基金の取扱い)

第 24 安定供給確保支援法人が基金事業を廃止する場合、業務により得た財産及び基金の取扱いについて、法第 40 条第 1 項の規定により主務大臣の許可を受けなければならない。

- 2 安定供給確保支援法人は、法第 41 条第 1 項又は第 2 項の規定により法第 31 条第 1 項に基づく指定の取消しを受けた場合、支援法人省令第 14 条第 4 号の規定に基づき、交付を受けた補助金のうち主務大臣が定める金額を国庫に納付しなければならない。
- 3 安定供給確保支援法人は、取得財産について当該取得財産の処分制限期間中、第 8 第 2 項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 7 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 第 8 第 2 項及び前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(電子情報処理組織による申請等)

第 25 安定供給確保支援法人は、第 9 第 1 項の規定による交付の申請、第 12 第 1 項の規定による交付決定前着手の届出、第 13 の規定による支払請求、第 14 の規定による申請の取下げ、第 16 第 1 項の規定による計画変更、第 19 の規定による状況報告、第 20 第 1 項の規定による実績報告及び第 23 の規定による財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「共通申請サービス」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

- 2 安定供給確保支援法人は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、共通申請サービスにより提供する様式によるものとする。
- 3 大臣は、第 1 項の規定により交付申請等が行われた安定供給確保支援法人に対する通知、承認、指示及び命令（以下本項において「通知等」という。）については、安定供給確保支援法人が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、共通申請サービスを使用する方法によることができる。
- 4 安定供給確保支援法人が第 1 項の規定により共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合は、共通申請サービスのサービス提供者が別に定める共通申請サービスの利用に係る規約に従わなければならない。

(基金の額及び基金事業の実施状況報告)

第 26 安定供給確保支援法人は、基金の廃止又は主務大臣による安定供給確保支援法人の指定の取消しまでの間、法第 34 条第 8 項の規定に基づき、毎年度、基金の額（残高及び国費相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定。以下「基金等に関する基準」という。）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算定根拠並びに基金事業の目標に対する達成度等を、翌年度の 6 月 30 日までに主務大臣に報告しなければならない。

（使用見込みの低い基金の返納）

第 27 安定供給確保支援法人は、次の場合は、速やかに、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

- （1）基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合
- （2）法第 34 条第 6 項の規定により補助金の全部又は一部を国庫に納付すべきことを主務大臣から命じられた場合
- （3）法第 41 条第 1 項から第 3 項までの規定又は法第 7 条の特定重要物資の指定解除により主務大臣による法第 31 条第 1 項に基づく指定の取消しを受けた場合

（基金から助成金を交付する場合に認定供給確保事業者に対して付すべき条件）

第 28 安定供給確保支援法人は、基金から認定供給確保事業者に対して助成金を交付するときは、適正化法、適正化法施行令、交付規則及び実施基準に定められた条件に従うとともに、法第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに支援法人省令第 8 項の規定に基づき安定供給確保支援業務規程において助成金の交付の決定に際し付すべき条件に関する事項を定めることとする。

（推進指導体制等）

第 29 農産局長は、基金等に関する基準の 3 及び 4 に基づき基金事業の運営が各基準に適合するよう指導及び監督を行うとともに、これらに従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 農産局長は、本事業の効率的な執行を図るため、必要に応じて安定供給確保支援法人及び肥料関係事業者に対し必要な助言及び指導を行うものとする。

（事業の終期及び見直し）

第 30 基金事業を実施する期間は令和 18 年度までとする。ただし、第 2 項の場合を除き、当該期間を延長するものとする。

- 2 社会情勢の変化、施策の変更等により安定供給確保支援業務を実施する必要がなくなり、法第 41 条第 3 項に基づき主務大臣が安定供給確保支援法人の指定を取り消した場合は、第 1 項の期間に関わらず事業を終了するものとする。
- 3 大臣は、基金事業の内容について、取組方針の見直し時期に合わせ、原則として施行後 3 年を目途として見直しを行い、その後 3 年ごとを目途として見直し検討を行うものとする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。

別表 第6、第7第3項及び第8第2項関係

事業	事業内容	補助対象経費	補助率
1 肥料原料備蓄対策 助成事業 (1) 肥料原料備蓄事業	認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な資金に充てるための助成金を交付すること（法第31条第3項第1号）	認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な肥料原料の備蓄に要する保管費用（保管料、保険料等）に充てるための助成金	定額
(2) 肥料原料備蓄保管施設整備事業		認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な肥料原料の備蓄に要する施設又は設備の整備に要する費用に充てるための助成金	定額（認定供給確保事業者への助成率は2／3以内）
2 肥料安定供給確保支援事業	① 安定供給確保支援業務の対象とする肥料等の安定供給確保に関する情報の収集を行うこと（法第31条第3項第3号） ② 肥料等の安定供給確保を図ろうとする者の照会及び相談に応ずること（法第31条第3項第4号） ③ 1 肥料原料備蓄対策助成事業並びに①及び②に掲げる事業に附帯する業務を行うこと（法第31条第3項第5号）	①から③までを実施するために必要な経費（人件費、旅費、会議費、謝金、備品費、使用料・賃借料、消耗品費、印刷製本費、委託費、通信運搬費、振込手数料その他諸経費）	定額

別記様式第 1 号（第 9 関係）

令和〇年度肥料原料備蓄対策事業費補助金
交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、肥料原料備蓄対策事業費補助金交付等要綱第 9 の規定に基づき、〇〇〇〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

3 事業の完了予定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

4 添付書類

- (1) 定款、収支予算（又は収支決算）及び環境負荷低減のチェックシート（別紙）を添付すること。
- (2) その他大臣が必要とする資料

（注）申請の際の添付書類については、以前に実施した事業で提出又は公募により採択された場合であって当該年度において既に提出している資料については、内容の改正等がない場合にあっては省略することができる。

(別紙)

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

事業名：
組織名・代表者氏名：
住所：
連絡先：

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない ☐) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	☐	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない ☐) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 (再掲)	☐

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない (照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等) ように努める	☐
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	☐	※肥料・飼料等の製造を行う場合 (該当しない ☐) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑧	☐	資源の再利用を検討	☐

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 (該当しない ☐) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑩	☐	※特定事業場である場合 (該当しない ☐) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑭	☐	※機械等を扱う事業者である場合 (該当しない ☐) 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。
この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が実施状況の確認を行います。
- ・ 御記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました。→□

別記様式第2号（第12関係）

令和○年度肥料原料備蓄対策事業費補助金
交付決定前着手届

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担することとします。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

別記様式第3号（第13関係）

令和〇年度肥料原料備蓄対策事業費補助金
支払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

官署支出官

農林水産省大臣官房予算課

経理調査官 殿

所在地

団体名

代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった肥料原料備蓄対策事業費補助金について、肥料原料備蓄対策事業費補助金交付等要綱第13の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

1 支払請求額（算用数字を使用すること。） 金 円

2 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

別記様式第 4 号（第 15 関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔基金管理団体〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約又は申込みに係る競争入札等への参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- （注） 1 〇〇には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
- ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止の措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
- ただし、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第 5 号（第 16 関係）

令和〇年度肥料原料備蓄対策事業費補助金
変更承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、
下記のとおり変更したいので、肥料原料備蓄対策事業費補助金交付等要綱第 16 の規定に基づき申
請する。

記

（注）記の記載要領は、別記様式第 1 号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同
様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事
業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるよ
うに変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り
添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第6号（第20関係）

令和〇年度肥料原料備蓄対策事業費補助金
実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い〇〇〇〇〇〇円の基金の造成を実施したので、肥料原料備蓄対策事業費補助金交付等要綱第20の規定により、その実績を報告する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び実績

3 事業の完了年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

4 添付書類

通帳の写し、交付申請時に提出した環境負荷低減のチェックシート（「報告時」の欄にチェックをして提出すること）等

別記様式第7号（第24関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施年度		令和 年度		農林水産省所管補助金名 肥料原料備蓄対策事業費補助金													
事業 区 分	事業 の 内 容					工 期		経 費 の 配 分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又 は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負 担 区 分				耐用 年数	処分制限 年月日	承 認 年月日	処分の 内 容	
									国庫補 助金	都 道 府 県 費	市町村 費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合 計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。